## 日向市 保育料基準額表

1号(幼稚園・認定こども園教育利用)				- T		2 ・ 3 号 (保育所・認定こども園保育利用) 日向市基準									国基準		
区分		日日	日向市基準						博准時間初空 后時間初空					国基準標準時間認定 短時間認定			
		階層 区分	階層 区分		区分			階層 区分		3 歳児	4歳以上児	3 歳未満児	3 歳児	4歳以上児	3歳未満児		
生活保護法による被保護世帯		Α	0		生活保護法による被保護世帯		Α	0	0	0	0	0	0	0	(		
市民税非課税世帯	負担軽減世帯		0	0 =			負担軽減世帯	В 0	0	0	0	0	0	0	0	(	
	その他の世帯	В	0		市民税非課税世帯		その他の世帯		0	0	0	0	0	0	0	(	
市民税所得割額 77,100円 以下	負担軽減世帯			j		均等割の額のみ (変別制の額のみ	負担軽減世帯	C 1	8, 000	0	0	7, 860	0	0			
			0		(所得割の額のな い世帯)	その他の世帯	CI	16, 000	0	0	15, 720	0	0	19, 500	19, 300		
						49,000円未満	負担軽減世帯	C 2	9, 000	0	0	8, 840	0	0	30,000	29, 600	
	その他の世帯	D 1					その他の世帯		18, 000	0	0	17, 690	0	0			
			0			49,000円 以上 71,400円 未満	負担軽減世帯		9, 000	0	0	8, 840	0	0			
							その他の世帯		19, 500	0	0	19, 160	0	0			
市民税所得割額 77,101円 以上 211,200円 以下	負担軽減世帯 その他の世帯					71,400円 以上 86,400円 未満	負担軽減世帯		11, 500	0	0	11, 300	0	0			
							その他の世帯		23, 000	0	0	22, 600	0	0			
			0	0		86,400円 以上 101,400円 未満	負担軽減世帯	D 2	12, 500	0	0	12, 280	0	0			
			0				その他の世帯		25, 000	0	0	24, 570	0	0		43, 900	
		D 2				101,400円 以上 119,800円 未満	負担軽減世帯		14, 500	0	0	14, 250	0	0			
							その他の世帯		29, 000	0	0	28, 500	0	0			
			0		市民	119,800円 以上 131,400円 未満	負担軽減世帯		16, 000	0	0	15, 720	0	0			
					税所得割額		その他の世帯		32, 000	0	0	31, 450	0	0	44, 500		
						131,400円 以上 147,900円 未満	負担軽減世帯	D 5	18, 500	0	0	18, 180	0	0			
							その他の世帯		37, 000	0	0	36, 370	0	0			
						147,900円 以上 191,800円 未満	負担軽減世帯	D 6	21, 000	0	0	20, 640	0	0			
							その他の世帯		42, 000	0	0	41, 280	0	0			
市民税所得割額 211,201円 以上				)		191,800円 以上	222,900円 未満	D 7	45, 000	0	0	44, 230	0	0		60, 100	
						222,900円 以上	284,400円 未満	D 8	51, 000	0	0	50, 130	0	0	61, 000		
		D 3	0			284,400円 以上	323,800円 未満 D 9	D 9	53, 000	0	0	52, 090	0	0	1		
						323,800円 以上	419,800円 未満	D 1 0	55, 000	0	0	54, 060	0	0	80, 000	78, 800	
						419,800円 以上		D 1 1	57, 000	0	0	56, 030	0	0	104, 000	102, 400	
【B~D1における負担軽減世帯】					Щ	<u> </u>			D.O C.21	こおける負担				1			

- 【B~D1における負担軽減世帯】
- ・ひとり親世帯
- 在宅障がい児者がいる世帯
- D 2 における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯

- B0~C3における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児者がいる世帯
- D1~D6における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯
- ①保育料の年齢は、4月1日現在の満年齢を基準にして計算します(年度の途中で誕生日を迎えても変更しません)。
- ②4月~8月までは前年度の、9月~翌年3月までは現年度の市民税額で算定します。ただし、住宅借入金特別控除等がある場合には控除前の金額になります。
- ③多子世帯の保育料の減免について
- ・2、3号認定:小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。満3歳未満の 子どもが第2子のときは半額、満3歳未満の子どもが第3子以降のときは無料となります。
- ・市民税所得割額の合計額が、77,101円未満(保育認定2、3号の2人親世帯は57,700円未満)の世帯の場合
- ・ひとり親世帯等は、生計が同一の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子の3号認定者は、標準時間認定で9,000円(短時間認定8,840円)、第2子以降は無料となり
- 上記以外の世帯は、生計が同地の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ※ひとり親世帯等・・・母子・父子家庭や障がい者(児)のいる世帯
- ※上記の保育料の軽減措置のほかに、婚姻歴のないひとり親家庭を対象とした「みなし寡婦(夫)制度」を実施しています。詳しくは市役所こども課保育係へお問い合わせください。 ④給付単価を限度とします。
- ⑤「国基準」とは、国が定めている保育料ですが、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の保育料を定め、その差額分については日向市が補てんしています。